

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月22日

【会社名】 スタンレー電気株式会社

【英訳名】 Stanley Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 貝 住 泰 昭

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 常務執行役員コーポレート本部長 桑 田 郁 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 常務執行役員コーポレート本部長 桑 田 郁 夫

【縦覧に供する場所】 スタンレー電気株式会社 大阪支店  
(大阪市淀川区西中島7丁目1番5号)  
スタンレー電気株式会社 名古屋支店  
(名古屋市東区葵3丁目22番8号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2026年6月22日開催の取締役会において、「譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度」(以下「本制度」といいます。)に基づき、当社の常務執行役員、執行役員、及び一部従業員ならびに当社国内子会社の取締役(以下「対象従業員等」と総称します。)に対し、自己株式(以下「本割当株式」といいます。)の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (1) 処分の概要

銘柄	種類	株式の内容
スタンレー電気株式会社株式	普通株式	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

処分数	処分価格	処分価額の総額	資本組入額	資本組入額の総額
35,170株	3,667円	128,968,390円	-	-

### (2) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

相手方	人数	処分数
当社の常務執行役員	4名	1,600株
当社の執行役員	10名	2,900株
当社の従業員	533名	29,790株
当社の国内子会社の取締役	10名	880株

### (3) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

上記(2)のうち、「当社の国内子会社」と記載している会社は、当社が発行株式の過半数を保有している当社の連結子会社(完全子会社を含みます。)です。

### (4) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社は、割当予定先である対象従業員等との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定です。

なお、本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式の払込金額に充当するものとして当社又は当社の国内子会社から対象従業員等に対して支給される金銭債権合計金128,968,390円(処分する株式1株につき出資される金銭債権の額は金3,667円)を出資財産として、現物出資の方法により行われるものです。

#### 譲渡制限期間

2026年7月31日～2029年6月1日

#### 譲渡制限の解除条件

対象従業員等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社国内子会社の取締役、監査役、常務執行役員、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

譲渡制限期間中に、対象従業員等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

( )譲渡制限の解除時期

対象従業員等が、当社又は当社国内子会社の取締役、監査役、常務執行役員、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位を任期満了又は定年その他の正当な事由(死亡による退任又は退職を含む。)により退任又は退職した場合には、対象従業員等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

( )譲渡制限の解除対象となる株式数

( )で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月の翌月から対象従業員等の退任又は退職の日を含む月までの月数を34で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。

当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。また、対象従業員等が譲渡制限期間中に、当社又は当社国内子会社の取締役、監査役、常務執行役員、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずるいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由以外の事由により退任又は退職した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、その他法令違反行為等を行った場合には、本割当株式の全部について、当該該当した時点をもって、当社は当然に無償で取得する。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(5) 当該株券が譲渡についての制限がなされていない他の株券と分別して管理される方法

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは区分して、対象従業員等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理され、対象従業員等からの申し出があつたとしても、専用口座で管理される本割当株式の振替等は制約されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象従業員等は、当該口座の管理の内容につき同意することを前提とします。

(6) 本割当株式の処分期日

2026年7月31日

(7) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以上